

イギリス「2007年犯罪者管理法」について(2・完)

Enactment of Offender Management Act 2007 in England and Wales (2)

英米の近時の刑事立法の研究

(代表 椎橋隆幸)*

横山 潔**

目 次

- 一 イギリス「2007年犯罪者管理法」の制定
- はじめに
- 1 「2007年犯罪者管理法」の構成
- 2 保護観察の業務を確保するための新たな取決め
- 3 刑務所に関する規定
- 4 刑務所内外への禁制品の搬入・搬出行為や刑務所での禁止行為の犯罪化
- 結 び
- 二 「2007年犯罪者管理法」(法律第21号)(Offender Management Act 2007 c.21)
 - 第1章 保護観察業務の供給のための新たな取決め(第1条-第15条)
 - 保護観察の目的(第1条)
 - 主務大臣の職務(第2条-第8条)
 - 雑則(第9条-第15条)
 - 第2章 刑務所(第16条-第27条)
 - 外部契約の刑務所と閉鎖訓練センター(第16条-第20条)
 - 刑務所の安全のための罪(第21条-第24条)
 - 1952年刑務所法のその他の改正(第25条-第27条)
 - 第3章 犯罪者の管理に関するその他の規定(第28条-第35条)
 - 許可書に基づいて釈放された特定の犯罪者のためのポリグラフの条件(第28条-第30条)

* 所員・中央大学法科大学院教授・法学部教授

** 嘱託研究所員・元国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員

犯罪行動プログラムの認可(第31条)

少年犯罪者(第32条-第35条)

第4章 補則(第36条-第42条)

(以上, 第45巻第4号)

三 1952年刑務所法(法律第52号)(Prison Act 1952 c.52)

本文

中央管理(第1条-第5条A)

巡視委員会及び巡視者委員会(第6条)

刑務官(第7条-第11条)

受刑者の収容及びその処遇(第12条-第23条)

刑期, 許可書による釈放及び仮釈放(第24条-第28条)

受刑者の釈放(第29条-第32条)

刑務所の供給, 維持及び閉鎖(第33条-第38条)

罪(第39条-第42条)

リマンド・センター, 収容センター及びボースタル施設(第43条-第46条)

刑務所及びその他の施設の管理のための準則(第47条)

雑則(第48条-第50条)

補則(第51条-第55条)

附則

附則1 削除

附則2 削除

附則3 削除

附則4 削除

(以上, 本号)

三 1952年刑務所法(法律第52号)
(Prison Act 1952 c.52)

「2007年犯罪者管理法」によって改正された条項には, 改正文言を織り込んだ正文を付記した。

本文

中央管理

第1条 刑務所の一般管理

1877年刑務所法の施行に先立って、他の機関が行使することができる、刑務所及び受刑者に関する権限及び管轄権のすべては、本法の規定に従うことを条件にして、主務大臣が、これを行行使することができるものとする。

第2条 1963年刑務所委員会解散命令（S.I.1963/597）により削除

第3条 刑務所委員会の担当官及び職員

- (1) 主務大臣は、本法の適用上、人員に関して、財務省の承認を得て、自己が決定することができる担当官を任命し、その他の者を雇用することができる。
- (2) 本条に基づいて任命した担当官及び職員には、議会在供給する金銭から、主務大臣が財務省の同意を得て決定する俸給を支給するものとする。

第4条 刑務所委員会の一般的義務

- (1) 主務大臣は、刑務所の一般的監督権を有し、かつ刑務所の維持と受刑者の維持のために必要な契約を締結し、その維持のために必要なその他の行為を行うものとする。
- (2) 主務大臣に代わって、正当な権限が付与された、当該大臣付きの担当官は、すべての刑務所を巡視し、建物の状況、担当官の状況、受刑者の処遇と行為及び刑務所の管理に関するその他のすべての事項を調査し、本法と本法に基づいて定めた準則の規定が適切に遵守されていることを確認するものとする。
- (3) 主務大臣とその担当官は、議院法により、又は刑務所の巡視司法証書により、コモンローで執行することができるすべての権限と管轄権のすべてを行行使することができる。

第5条 刑務所委員会の年次報告書

- (1) 主務大臣は、すべての刑務所に関する年次報告書を発行し、これらのすべて

の報告書を議会のもとへ提出するものとする。

- (2) 報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (a) 各刑務所の収容及び当該刑務所に収容されている受刑者の1日の平均人員と最高人員の記載
 - (b) 主務大臣の意見により、最良の情報を議会へ提供することができるように、雇用受刑者が製作する物品の種類と数量、及び雇用受刑者数を含む、各刑務所内の受刑者が行う作業の詳細
 - (c) 各刑務所で科せられる処罰及び処罰される罪の記載

第5条 A 連合王国刑務所監査官長の任命とその職務

- (1) 女王陛下は、刑務所監査官長を任命することができる。
- (2) 刑務所監査官長は、イングランド・ウェールズの刑務所を監査し、又はその監査のための取決めを行い、かつこれらについて報告しなければならない。
- (3) 刑務所監査官長は、特に、受刑者の処遇と刑務所内の状況について主務大臣へ報告するものとする。
- (4) 主務大臣は、イングランド・ウェールズの刑務所と刑務所内の受刑者に関連する特別事項を刑務所監査官長に付託し、これらについて報告するように刑務所監査官長に指示することができる。
- (5) 刑務所監査官長は、主務大臣が指示することができる書式で、報告書を主務大臣へ提出し、主務大臣は、その報告書の写しを議会のもとへ提出するものとする。
- (5A) 第2項から第5項までの規定は、(スコットランドの移送センターを含めて、1999年入国管理及び難民法第14条で定義している) 移送センターに適用され、かつこれらの規定が、刑務所と受刑者に適用されると同様に、移送センター内に収容されている者に適用される。
- (6) 刑務所監査官長には、主務大臣が財務省の同意を得て決定することができる俸給と手当が支給される。

巡視委員会及び巡視者委員会(2007年犯罪者管理法第26条第2項a号により)「独

立監視委員会」と読替え)

第6条 巡視委員会及び巡視者委員会（2007年犯罪者管理法第26条第2項a号により「独立監視委員会」と読替え）

- (1) 1971年法院法第53条第3項，同第56条第4項，同附則7第2章第4条，同附則11第4章により削除
- (2) 主務大臣は，すべての刑務所のために，2名以上の治安判事で構成する（2007年犯罪者管理法第26条第3項により失効）巡視者委員会（2007年犯罪者管理法第26条第2項b号により「独立監視集団」と読替え）を設置するものとする。
 - (2A)（2007年犯罪者管理法第26条第2項c号により追加）
- (3) 主務大臣は，あらかじめ定めた準則をもって，巡視者委員会（2007年犯罪者管理法第26条第2項d号により「独立監視委員会」と読替え）の職務を定め，特に準則をもって，構成員に対し頻繁に刑務所を巡視し，受刑者が行うことができる不服申立てを審査し，主務大臣へ報告することが適切と構成員が思料する事項を主務大臣へ報告するように要求し，また巡視者委員会（2007年犯罪者管理法第26条第2項d号により「独立監視委員会」と読替え）の構成員は，いつでも刑務所へ立ち入り，刑務所のあらゆる箇所へ自由に出入りし，すべての受刑者に自由に面会することができるものとする。
- (4) 1971年法院法第53条第3項，同第56条第4項，同附則7第2章第4条，同附則11第4章により削除

巡視委員会及び独立監視委員会

第6条 巡視委員会及び独立監視委員会

- (1) 1971年法院法第53条第3項，同第56条第4項，同附則7第2章第4条，同附則11第4章により削除
- (2) 主務大臣は，すべての刑務所のために，独立監視集団を設置するものとする。
 - (2A) 任命された独立監視者集団は，「独立監視委員会」として周知される。

- (3) 主務大臣は、あらかじめ定めた準則をもって、独立監視委員会の職務を定め、特に準則をもって、構成員に対し頻繁に刑務所を巡視し、受刑者が行うことができる不服申立てを審査し、主務大臣へ報告することが適切と構成員が思料する事項を主務大臣へ報告するように要求し、また独立監視委員会の構成員は、いつでも刑務所へ立ち入り、刑務所のあらゆる箇所へ自由に出入りし、すべての受刑者に自由に面会することができるものとする。
- (4) 1971年法院法第53条第3項、同第56条第4項、同附則7第2章第4条、同附則11第4章により削除

刑務官

第7条 刑務官

- (1) すべての刑務所に、所長、教誨師、医務官（2007年犯罪者管理法第25条第1項により削除）及び必要とされるその他の担当官を置くものとする。
- (2) 女子が収容されているすべての刑務所に、必要な数の女子担当官を置くものとする。
- (3) 主務大臣の意見により、規模が大きいために設置が必要な刑務所には、副所長若しくは教誨師補又はその両者を置くことができる。
- (4) 教誨師と教誨師補は、英国国教会の牧師とし、医務官は、医療法に基づいて正式に登録されるものとする。
- (5) 1963年刑務所委員会解散命令（S.I.1963/597）第3条第2項、同附則1により削除

第7条 刑務官

- (1) すべての刑務所に、所長、教誨師及び必要とされるその他の担当官を置くものとする。
- (2) 女子が収容されているすべての刑務所に、必要な数の女子担当官を置くものとする。
- (3) 主務大臣の意見により、規模が大きいために設置が必要な刑務所には、副

所長若しくは教誨師補又はその両者を置くことができる。

- (4) 教誨師と教誨師補は、英国国教会の牧師とし、医務官は、医療法に基づいて正式に登録されるものとする。
- (5) 1963年刑務所委員会解散命令（S.I.1963/597）第3条第2項、同附則1により削除

第8条 刑務官の権限

すべての刑務官は、その活動中、警察官の権限、権限の付与、保護及び特権のすべてを有するものとする。

第8条A 直接管理刑務所において権限が付与された被用者（2007年犯罪者管理法第27条第2項により「者」と読替え）が行う所持品検査権限

- (1) 刑務所において権限が付与された被用者（2007年犯罪者管理法第27条第2項により「者」と読替え）は、受刑者がその身体に無許可の物を蔵しているか否かを確認するために、受刑者の所持品を検査する権限を有する。
- (2) 本条によって受刑者の所持品を検査する権限が付与された被用者（2007年犯罪者管理法第27条第2項により「者」と読替え）の行為は、次のとおりとする。
 - (a) 受刑者に対し、外套、ジャケット、ヘッド・ギア、手袋、履物以外の衣類の着脱を要求することができない。
 - (b) 必要に応じて、合理的な有形力を行使することができる。
 - (c) 検査の過程で、受刑者の身体に発見された無許可の物を押収し、留置することができる。
- (3) 本条中の「権限が付与された被用者」(authorised employee) (2007年犯罪者管理法第27条第4項a号により「権限が付与された者」(authorized person) と読替え) とは、本条によって、刑務所長から付与された権限の行使が正当に許可された被用者（2007年犯罪者管理法第27条第4項b号により「刑務所業務者」と読替え）をいう。
- (4) 刑務所長は、本条によって付与された権限の行使が正当に許可された者の範囲を受刑者に通知するために、自己が適切と思量する措置を講ずるものとする。

- (5) 本条中の「無許可の物」(unauthorised property)とは、受刑者に関して、受刑者が、刑務所準則によって、又は刑務所長によって、所持すること、又は事案によって刑務所の特定の区域で所持することが許可されていない物をいう。

第8条 A 直接管理刑務所において権限が付与された者が行う所持品検査権限

- (1) 刑務所において権限が付与された者は、受刑者がその身体に無許可の物を蔵しているか否かを確認するために、受刑者の所持品を検査する権限を有する。
- (2) 本条によって受刑者の所持品を検査する権限が付与された者の行為は、次のとおりとする。
- (a) 受刑者に対し、外套、ジャケット、ヘッド・ギア、手袋、履物以外の衣類の着脱を要求することができない。
- (b) 必要に応じて、合理的な有形力を行使することができる。
- (c) 検査の過程で、受刑者の身体に発見された無許可の物を押収し、留置することができる。
- (3) 本条中の「権限が付与された者」(authorised person)とは、本条によって、刑務所長から付与された権限の行使が正当に許可された刑務所業務者をいう。
- (4) 刑務所長は、本条によって付与された権限の行使が正当に許可された者の範囲を受刑者に通知するために、自己が適切と思料する措置を講ずるものとする。
- (5) 本条中の「無許可の物」(unauthorised property)とは、受刑者に関して、受刑者が、刑務所準則によって、又は刑務所長によって、所持すること、又は事案によって刑務所の特定の区域で所持することが許可されていない物をいう。

第9条 教誨師の職務の執行

- (1) 2箇所の刑務所が相互に好都合の距離にない場合において、各刑務所が受け入れる受刑者の数が、100人を超えるように設計されているときは、1人の教誨師が、2箇所の刑務所の教誨師として職務を執行してはならない。
- (2) 教誨師又は教誨師補が刑務所に指名されたときは、刑務所は、指名後1か月

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

以内に、その刑務所が設置されている教区の主教へその旨を通知するものとし、教誨師又は教誨師補は、当該主教から免許状が付与された場合を除いて、当該刑務所で教誨師の職務を執行してはならない。

第10条 刑務所聖職者の任命

- (1) すべての刑務所において、英国国教会以外の宗派に属する受刑者の数が、主務大臣の見解として、その宗派の聖職者の任命が必要とされる数であったときは、主務大臣は、当該聖職者を当該刑務所に任命することができる。
- (2) 主務大臣は、前項に基づいて任命された聖職者に対し、自己が合理的と思量する報酬を支給することができる。
- (3) 主務大臣は、英国国教会以外の宗派の聖職者に対し、本条に基づいてその宗派の聖職者が任命されていない刑務所の当該宗派の受刑者と面会することを許可することができる。
- (4) 受刑者は、自己の意思に反して、前項に定めた聖職者による面会を受けてはならないが、英国国教会に属していない受刑者のすべては、本人が収容されている刑務所内の執行力を有する取決めに従って、礼拝堂に出席すること、又は教誨師の面会を受けることが許可されるものとする。
- (5) 刑務所長は、各受刑者の受入れに応じて、受刑者がその宗派に属すると自ら宣言した宗派を記録し、本条に基づいて当該刑務所に任命された聖職者又は受刑者への面会が許可された聖職者に対し、その宗派に属すると自ら宣言した受刑者の名簿を提示するものとし、当該聖職者には、他の受刑者への面会が許可されてはならない。

第11条 辞職を拒否した刑務官及びその家族の排除

- (1) 刑務官又はその家族に対し、その職務により、宿泊施設が提供されている場合において、本人が刑務官でなくなった場合、職務停止を受けた場合、又は死亡した場合において、主務大臣の通知により要求を受けたときは、本人、又は場合によりその家族は、宿泊施設を退去するものとする。
- (2) 刑務官又はその家族が宿泊施設からの退去を拒否し、又は怠ったときは、2

人の治安判事が、その通知から48時間後に、刑務官又はその家族に対して行った、通知を許可した事実、通知の送達の実事、通知の遵守を怠ったこと又は拒否したことの事実を証明して、その署名及び捺印した令状をもって、警察官に対し、当該令状中に記載した期間内に、必要に応じて、有形力をもって、宿泊施設に立ち入り、主務大臣に代わって活動する者にその所有物を引き渡すように指示することができる。

受刑者の収容及びその処遇

第12条 受刑者の収容場所

- (1) 受刑者は、拘禁の言渡しであると、又はリマンド若しくは未決定中の審理その他による刑務所留置であるとを問わず、合法的に刑務所に収容することができる。
- (2) 受刑者は、主務大臣が適時に指示することができる刑務所へ留置されるものとし、主務大臣の指示によって、拘禁期間中、現在収容されている刑務所から他の刑務所へ移送することができる。
- (3) 刑務所長を名宛人とし、その状況により、又はその他の十分な記載により、当該刑務所を特定する執行令状、権限付与令状又はその他の合法的文書は、当該刑務所が通常は異なる記載によって周知されるという理由だけで無効とされてはならない。

第13条 受刑者の合法的拘束

- (1) すべての受刑者は、当該刑務所長の合法的な拘束のもとにあるものとみなされる。
- (2) 受刑者が収容されている間、又は刑務所へ移送されているか、若しくは刑務所から移送されている間、作業をしているか、又はその他の理由により、拘束されている刑務所の外にいるか、刑務官の管理のもとにいる間、及び本法若しくは2000年刑事裁判所権限（量刑）法第95条、第98条、第99条若しくは第108条第5項により、又は本法若しくはこれらの条項に基づいて移送要求若しくは

移送許可を受けている場所へ移送されているか、若しくはこれらの要求か、許可に従って継続して拘束されている間は、合法的拘束のもとにあるものとする。

第14条 独居房

- (1) 主務大臣は、すべての受刑者のために、適切に、すべての刑務所において十分な収容場所を提供する責務を負うものとする。
- (2) 独居房は、その規模、照明、暖房、通気及び造作が健康上適切であること、並びに受刑者に対し、いつでも刑務官と意思疎通することを許可するものであることを、監査官が証明しない限り、受刑者の収容に使用されてはならない。
- (3) すべての独居房について、本条に基づいて行う証明は、受刑者を独居房内で分離して収容することができる期間、及び独居房で雇用をすることができる日の時間数に限定することができる。
- (4) 当該証明は、それと関係する独居房を、数値又は評点で特定するものとし、当該独居房は、目につきやすい場所に付けられた数値又は評点で表示されるものとし、数値又は評点が監査官の同意を得ないで変更されたときは、当該証明は、効力を有しないものとする。
- (5) 監査官の意見により、当該独居房の条件が当該証明書中に記載したところと異なったときは、当該監査官は、本条に基づく証明を撤回することができる。
- (6) すべての刑務所において、反抗的又は暴力的な受刑者の一時収容のために、特別独居房が用意されるものとする。

第15条 1967年刑事司法法第66条第2項、同第103条第2項、同附則7第1章により削除

第16条 受刑者に対する写真撮影及び体格測定

主務大臣は、受刑者の体格測定と写真撮影に関する規則を定めることができ、当該規則をもって、受刑者が体格測定又は写真撮影を受ける日時、方法及びその際の着衣、並びに作成される各受刑者の測定表と写真の枚数及びその送付先者を定めることができる。

第16条 A 受刑者に対する薬物検査

- (1) 権限を付与することが当該刑務所のために有効であるときは、刑務官は、当該刑務所において、刑務所準則に従って、当該刑務所に収容されている受刑者に対し、本人がその体内に薬物を蔵しているか否かを確認するために、尿の標本を提供するように要求することができる。
- (2) 権限の付与が定められたときは、前項によって付与された権限の中には、受刑者に対し、尿の標本に代えてであると、それに加えてであるとを問わず、身体の秘部の標本以外の、権限の付与中に定めたその他の範囲の標本を提供するように要求する権限が含まれるものとする。
- (3) 本条において

「権限の付与」(authorisation) とは、刑務所長による権限の付与をいう。

「薬物」(drug) とは、1971年薬物濫用法の適用上の規制薬物に当たる薬物をいう。

「身体の秘部の標本」(intimate sample) は、1984年警察及び刑事証拠法第5章におけると同一の意味を有する。

「刑務官」(prison officer) の中には、1991年刑事司法法第4章の意味の枠内における受刑者監護職員が含まれる。

「刑務所準則」(prison rules) とは、本法第47条に基づく準則をいう。

第16条 B 受刑者に対するアルコール検査の権限

- (1) 権限を付与することが当該刑務所のために有効であるときは、刑務官は、当該刑務所において、刑務所準則に従って、当該刑務所に収容されている受刑者に対し、本人がその体内に薬物を蔵しているか否かを確認するために、呼吸気の標本を提供するように要求することができる。
- (2) 権限の付与が定められたときは、前項によって付与された権限の中には、次の各号の両者に該当する権限が含まれるものとする。
 - (a) 受刑者に対し、呼吸気の標本に代えてであると、それに加えてであるとを問わず、尿の標本を提供するように要求する権限
 - (b) 受刑者に対し、呼吸気の標本、尿の標本又はその両者に代えてであると、

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

それに加えてであると問わず、身体の秘部の標本以外の、権限の付与中に
定めたその他の範囲の標本を提供するように要求する権限

(3) 本条において

「権限の付与」(authorisation) とは、刑務所長による権限の付与をいう。

「身体の秘部の標本」(intimate sample) は、1984年警察及び刑事証拠法第5
章におけると同一の意味を有する。

「刑務官」(prison officer) の中には、1991年刑事司法法第4章の意味の枠内
における受刑者監護職員が含まれる。

「刑務所準則」(prison rules) とは、本法第47条に基づく準則をいう。

第17条 医務官が採用する苦痛検査

刑務所医務官は、主務大臣、巡視委員会又は事案により巡視者委員会の許可
を得た場合を除いて、仮病を見抜くため、又はその他の目的のために、受刑者
に苦痛検査を採用することがあってはならない。

第17条 医務官が採用する苦痛検査（2007年犯罪者管理法第25条第3項により
失効）

第18条 1967年刑事司法法第65条、同第103条第2項、同附則7第1章により削除

第19条 治安判事の刑務所巡視権限

- (1) 委任地域の治安判事は、管轄地域のために、いつでも、当該地域の刑務所及
び当該地域で行われた罪について受刑者が収容されている刑務所を巡視するこ
とができ、かつ刑務所長が刑務所の状況又は虐待の状況に関する観察を維持す
るために、治安判事が刑務所及び受刑者の状況を調査し、巡視者の記録を調査
することができる。
- (2) 前項の規定は、治安判事に対し、刑務所における受刑者の処遇に関する場合
を除いて、受刑者と意思疎通を行うこと、または死刑の言渡しに基づいて受刑
者を巡視することを許可するものであってはならない。

比較法雑誌第46巻第1号(2012)

- (3) すべての刑務所の所長は、巡視委員会又は巡視者委員会が巡視者の次回の巡視に参加するために、巡視者の記録を調査するものとする。

第20条 1971年法院法第56条、同附則11第4章により削除

第21条 刑務所への搬送費用

受刑者は、いかなる事案においても、刑務所への自己の搬送費用の支払いを負担してはならない。

第22条 裁判目的及びその他の目的のための受刑者の移送

- (1) 本法第47条に基づいて定める準則をもって、上訴者が拘束されている時に、本人が、1968年刑事上訴法第1章の意味の枠内で、どのような方法で、同法の適用上、本人が出席することができる場所、又は刑事控訴院若しくはその裁判官が当該裁判所の手続のための本人に引致を命ずることができる場所に引致されるか、継続して拘束されるか、及び当該場所から返戻されるかを定めることができる。
- (2) 主務大臣は、次の各号に定める事項を行うことができ、ある者が本項に基づいてある場所への引致が指示された場合において、主務大臣が別段の指示をしなかったときは、この者は、当該場所に引致されている間、同所に収容されている間、及び法律に従って収容が要求されている刑務所へ返戻されている間、継続して拘束されているものとする。
- (a) 1961年刑事司法法第41条第2項、同附則5により削除
- (b) 被収容者に何らかの医療上の調査若しくは観察又は医療上若しくは外科学上の治療が必要である、と主務大臣が確信したときは、本人に対し、調査、観察又は治療のために、病院又はその他の適切な場所への引致を指示すること

第23条 警察官等が管轄地域外で活動する権限

警察官又はその他の担当官は、命令を下す管轄官庁の命令に基づいて、ある

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

者を刑務所へ引致し、又は刑務所から引致するために、本人の管轄地域外で活動することができ、かつこれらの者は、本人がその活動を行っているということにかかわらず、その職務の権限、権能、保護及び特権のすべてを有するものとする。

刑期、許可書による釈放及び仮釈放

第24条 量刑期間の計算

- (1) 拘禁刑において、「月」(month)の文言は、別段の定めのない限り、暦の月をいうと解釈するものとする。
- (2) 1961年刑事司法法第41条第2項、同附則5により削除

第25条第1項 1991年刑事司法法第101条第2項、同附則13により削除

第25条第2項—第6項 1967年刑事司法法第103条第2項、同附則7第1章により削除

第25条第7項 1991年刑事司法法第101条第2項、同附則13により削除

第26条 1967年刑事司法法第103条第2項、同附則7第1章により削除

第27条 1967年刑事司法法第103条第2項、同附則7第1章により削除

第28条 主務大臣が疾病のために受刑者を仮釈放する権限

- (1) 受刑者の健康状態により、本人を刑務所へ収容することが望ましくないが、その健康状態が刑務所における本人自身の行為の全部又は一部に起因しており、本人を条件付きでのみ仮釈放することが望ましい、と主務大臣が確信した場合において、主務大臣が、事案の状況のすべてを考慮して、仮釈放が適切であると判断したときは、主務大臣は、命令をもって、当該命令中に定めること

ができる期間中、その命令中に定めることができる条件に従うことを条件にして、受刑者の仮釈放を許可することができる。

- (2) 刑の言渡しを受けていない受刑者の事案において、仮釈放命令が下されときは、当該命令には、受刑者の出席を要求することができる本人の事案のその後の手続に、本人の出席を要求する条件が含まれるものとする。
- (3) 本条に基づいて仮釈放された受刑者は、仮釈放命令中に定める条件を遵守し、当該命令中に定める期間又は主務大臣のその後の命令で定めることができる延長期間が満了した時点で、刑務所へ復帰するものとし、当該受刑者が条件を遵守せず、又は刑務所へ復帰しなかったときは、本人を令状なくして逮捕し、又は刑務所へ返戻させることができる。
- (4) 刑の言渡しを受けている受刑者が仮釈放命令に従って釈放されたときは、量刑の進行は、当該命令に基づいて、本人が刑務所から釈放された日から本人が刑務所へ連れ戻された日まで中断するものとし、釈放された日は、刑の一部として計算されるものとし、収容された日は、刑の一部として計算されてはならない。
- (5) 本条に基づいて仮釈放することが適切でない、と主務大臣が思料する受刑者については、本条中の刑務所医務官の義務に影響を及ぼさない。

第5項(2007年犯罪者管理法第25条第3項により失効)

受刑者の釈放

第29条 1991年刑事司法法第21条、同第41条第2項、同附則5により削除

第30条 被釈放受刑者のための金銭の支給

主務大臣は、刑務所から釈放された受刑者、又は釈放される予定の受刑者に対し、又は当該受刑者について、国庫の同意を得て、金銭を支給することができる。

第31条 1967年刑事司法法第66条第3項により読替え

第32条 1967年刑事司法法第66条第3項により読替え

刑務所の供給、維持及び閉鎖

第33条 刑務所等を供給する権限

- (1) 主務大臣は、国庫の承認を得て、刑務所を改造し、拡張し、改築し、及び新しい刑務所を建設することができる。
- (2) 主務大臣は、次の各号のいずれかに掲げる物件を刑務所と宣言して、新しい刑務所を供給することができる。
 - (a) 刑務所目的のために建設された建物若しくはその一部、又は自己に帰属し、若しくは自己の管理のもとにある建物若しくはその一部
 - (b) 刑務所目的のために建設された浮遊構造物若しくはその一部、又は自己に帰属し、若しくは自己の管理のもとにある浮遊構造物若しくはその一部
- (3) 刑務所と宣言した建物若しくはその一部につき、本条に基づく宣言をもって、現行の刑務所について、次に掲げる条項に基づく命令で定めることができると同一の規定を定めることができる。
- (4) 主務大臣は、いつでも、本条に基づく宣言を撤回することができる。
- (5) 建物のコモンロー上の不動産権を主務大臣に帰属させるには、本条に基づく宣言では、足りない。

第34条 執行官等の管轄権

- (1) 1877年刑務所法に基づく刑務所の移転、並びに刑務所当局、開廷中の裁判官及び巡視裁判官の権限と管轄権の移転は、執行官若しくは検屍官の管轄権に影響を及ぼすものとみなしてはならず、又は移転の範囲を除き、治安判事若しくはその他の担当官の管轄権に影響を及ぼすものとみなしてはならない。
- (2) 主務大臣は、命令をもって、その刑務所が県若しくは場所の刑務所であることに依拠している制定法、法の支配又は慣習の適用上、その県の中に位置して

いる刑務所か、若しくはその場所が位置している県の中に位置している刑務所のすべて、又は本法に従って主務大臣が供給した刑務所のすべてが、その県又は場所の刑務所であるとみなすものとする旨を指示することができる。

第35条 刑務所財産

- (1) 刑務所及び刑務所が所有する人的・物的財産のすべては、主務大臣に帰属するものとし、国庫の同意を得て、主務大臣が決定することができる方法で処分することができる。
- (2) 本条の適用上、主務大臣は、単独法人とみなすものとする。
- (3) 本条の規定が適用される財産の取得、管理又は処分に関する法律的文書は、主務副大臣が主務大臣に代わって、又は主務大臣に代わって同大臣が権限を付与したその他の者が、執行することができ、主務大臣に代わって執行されたとされる法律的文書は、反証されるまでは、主務大臣に代わって執行されたものとみなすものとする。
- (4) 前項の規定は、前項の法律的文書の執行に不利益を及ぼさないものとし、又は主務大臣に代わって行う、法律で許可された、他の方法による他の法律的文書の執行に不利益を及ぼさないものとする。

第36条 刑務所用地の取得

- (1) 主務大臣は、合意により、又は強制的に、刑務所の改造、拡張若しくは改築、新しい刑務所の建設のために、又は（担当官用若しくは刑務所で雇用されている職員用の宿泊施設の供給を含めて）刑務所の管理に関するその他の目的のために要求される用地を購入することができる。
- (2) 1981年用地取得法の規定は、本条に基づいて主務大臣が行う用地の強制購入に適用されるものとする。
- (3) 本条に基づいて、合意で行う用地の購入に関して、1965年強制購入法第1章の規定が、（適用可能な限りにおいて）第4条から第8条まで、第10条及び第31条の規定を除いて、適用されるものとする。

第37条 刑務所の閉鎖

- (1) 次項の規定に従うことを条件にして、主務大臣は、命令をもって、刑務所を閉鎖することができる。
- (2) その刑務所が県内の唯一の刑務所であるときは、主務大臣は、当該命令中に定める特別の理由のためを除いて、刑務所の閉鎖について、本条に基づく命令を下してはならない。
- (3) 本条中の「県」(county) とは、県全体をいう。
- (4) 本条及び次条の適用上、リマンド・センター、収容センター、少年収容センター又は閉鎖訓練センターとしての使用に充てるためだけの理由で、刑務所を閉鎖するものとみなしてはならない。

第38条 1972年刑事司法法第59条、同第64条第2項、同附則6第2章により、留保付きで削除

罪

第39条 受刑者の逃亡幫助

受刑者の刑務所からの逃亡若しくはその未遂を幫助した者、受刑者の逃亡を容易にする目的で、刑務所若しくは受刑者に物を運搬し、(郵便その他により)刑務所若しくは受刑者に物を送付し、若しくは受刑者に所持させる目的で、刑務所外の場所に物を置いた者は、10年以下の拘禁に処する。

第39条 受刑者の逃亡幫助

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、有罪とする。
 - (a) 受刑者の刑務所からの逃亡又はその未遂を幫助した者
 - (b) 次のいずれかの行為を行って、受刑者の逃亡を容易にしようとした者
 - (i) 刑務所内へ物を持ち込み、投げ込み、その他、物を搬入した者
 - (ii) 他人に対し、刑務所内へ物を持ち込ませ、投げ込ませ、その他、物を搬入させた者

- (iii) 受刑者に物を提供し、又は(刑務所の内外を問わず)特定の場所に物を放置した者
- (2) 本条に基づいて有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、10年以下の拘禁に処する。

(2007年犯罪者管理法第21条により読替え)

第40条 刑務所内へのアルコール又はタバコの不法搬入等

刑務所の規則に違反して、蒸留酒、発酵酒若しくはタバコを刑務所内に持ち込み、若しくは持ち込もうとした者、又は受刑者に所持させる目的で、これらの酒類若しくはタバコを刑務所外の場所に置いた者、及びこれらの規則に違反して、これらの酒類若しくはタバコを刑務所内で販売させ、若しくは飲用させた担当官は、6か月以下の拘禁若しくは基準等級表のレベル3以下の罰金に処し、又は両者を併科する。

第40条 A 第40条 B 及び第40条 C：物品の分類

- (1) 本条は、第40条 B 及び第40条 C 中に定める物品の範囲を定義する。
- (2) リスト A の物品とは、次に掲げるリスト(「リスト A」(List A))中の物品又は物質をいう。
- (a) (1971年薬物濫用法の適用上定義された)規制薬物
 - (b) 爆発物
 - (c) (1968年小火器法第57条中で定義された)小火器又は弾薬
 - (d) (1984年警察及び刑事証拠法第1条第9項中で定義された)その他の攻撃用武器
- (3) リスト B の物品とは、次に掲げるリスト(「リスト B」(List B))中の物品又は薬物をいう。
- (a) (2003年酒類販売許可法の適用上定義された)アルコール
 - (b) 携帯電話
 - (c) カメラ

(d) 音声記録装置

(4) リスト B において

「カメラ」(camera) の中には、(第40条 E 中で定義された) 写真を制作することができる装置が含まれる。

「音声記録装置」(sound-recording device) の中には、(第40条 E 中で定義された) 音声記録を作成することができる装置が含まれる。

(5) リスト B の b 号, c 号又は d 号中の各種の装置の中には、次の各号のいずれかが含まれる。

(a) 各種の装置を構成する部品

(b) (映像, 音声又は情報を記録することができるディスク, フィルムその他の付属品を含めて) これらの装置とともに使用に供し, 又は使用に適した物品

(6) リスト C の物品とは, 刑務所準則をもって本項の適用上定めた物品又は薬物をいう。

(7) 主務大臣は, 次に掲げる行為を行うために, 命令をもって, 本条を改めることができる。

(a) リスト A 又はリスト B への記載事項を追加するため

(b) リスト A 又はリスト B 中に適切に規定された記載事項を削除又は変更するため

(c) 当該記載事項の解釈のための規定を追加, 削除又は変更するため

第40条 B リスト A の物品の刑務所内外への搬入・搬出等

(1) 許可を得ないで, 次の各号のいずれかを行った者は, 有罪とする。

(a) 刑務所の内外へリスト A の物品を持ち込み, 持ち出し, 投げ込み, 投げ出し, その他搬入し, 又は搬出した者

(b) 他人に対し, 刑務所の内外へリスト A の物品を持ち込ませ, 持ち出させ, 投げ込ませ, 投げ出させ, その他搬入させ, 又は搬出させた者

(c) (刑務所の内外を問わず) 受刑者に所持させる目的で, 特定の場所にリスト A の物品を放置した者

- (d) ある者が受刑者であることを知りながら、この者にリスト A の物品を提供した者
- (2) 本条中の「許可」(authorisation) とは、次の各号のいずれかによって、本条の適用上与えた許可をいう。
- (a) すべての刑務所又は所定の範囲の刑務所に関して、刑務所準則によって、又は主務大臣によって
- (b) 特定の刑務所に関して、主務大臣によって、又は直接管理刑務所の所長若しくは外部契約刑務所の所長によって
- a 項中の「所定の」(specified) とは、許可書中に定めたことをいう。
- (3) 許可は、次の各号のいずれかについて、所定の者又は所定の範囲の者に与えることができる。
- (a) 所定の物品又は所定の範囲の物品に関して
- (b) 所定の行為又は所定の範囲の行為に関して
- (c) その他の所定の条件によって
- 本項中の「所定の」(specified) とは、許可書中に定めたことをいう。
- (4) 書面以外の方法で主務大臣が与えた許可は、許可した後に、合理的に実施可能な限り速やかに、書面で記録することとする。
- (5) 直接管理刑務所の所長又は外部契約刑務所の所長が与えた許可は、次の両者を満たす方法によるものとする。
- (a) 書面で行うものとする。
- (b) 許可を与えた目的を定めるものとする。
- (6) 本条に基づいて有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、10 年以下の拘禁若しくは罰金に処する（又は両者を併科する）。

第40条 C リスト B 又はリスト C の物品の刑務所内外への搬入・搬出等

- (1) 許可を得ないで、次の各号のいずれかを行った者は、有罪とする。
- (a) 刑務所の内外へリスト B の物品を持ち込み、持ち出し、投げ込み、投げ出し、その他搬入し、又は搬出した者
- (b) 他人に対し、刑務所の内外へリスト B の物品を持ち込ませ、持ち出させ、

- 投げ込ませ、投げ出させ、その他搬入させ、又は搬出させた者
- (c) (刑務所の内外を問わず) 受刑者に所持させる目的で、特定の場所にリスト B の物品を放置した者
 - (d) ある者が受刑者であることを知りながら、この者にリスト B の物品を提供した者
- (2) 許可を得ないで、次の各号のいずれかを行った者は、有罪とする。
- (a) 受刑者に所持させる目的で、他人に対し、刑務所内へリスト C の物品を持ち込ませ、投げ込ませ、その他搬入させた者
 - (b) 受刑者に所持させる目的で、他人に対し、刑務所内へリスト C の物品を持ち込ませ、投げ込ませ、その他搬入させた者
 - (c) 受刑者のために、刑務所外へリスト C の物品を持ち出し、投げ出し、その他搬出した者
 - (d) 受刑者のために、他人に対し、刑務所外へリスト C の物品を持ち出させ、投げ出させ、その他搬出させた者
 - (e) (刑務所の内外を問わず) 受刑者に所持させる目的で、特定の場所にリスト C の物品を放置した者
 - (f) 刑務所内で、受刑者にリスト C の物品を提供した者
- (3) 前項に基づく罪の未遂を犯した者は、当該罪により有罪とする。
- (4) 本条に基づく罪を求める手続において、被告人が次の各号のいずれかを証明することをもって、抗弁とする。
- (a) 当該手続が開始されるに至った行為を行う許可を自己が得ていた、と当該被告人が合理的に信じたこと
 - (b) すべての状況において、当該行為を行うことを正当とする、優先的な公共の利益があったこと
- (5) 第 1 項に基づく罪により有罪となった者は、次の各号に定める刑に処する。
- (a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、2 年以下の拘禁若しくは罰金（又は両者の併科）
 - (b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、12 年以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金（又は両者の併科）

- (6) 第2項に基づく罪により有罪となった者は、略式起訴に基づく有罪宣告により、基準等級表のレベル3以下の罰金に処する。
- (7) 本条中の「許可」(authorisation)とは、本条の適用上与えた許可をいい、第40条E第1項から第3項までの規定は、それらの規定が第40条Dの適用上与えられた許可に適用されると同様に与えられた許可に関して、適用される。
- (2007年犯罪者管理法第22条第1項により、第40条を第40条A・第40条B・第40条Cに読替え)

第40条D 刑務所の安全に関係するその他の罪

- (1) 許可を得ないで、次の各号のいずれかを行った者は、有罪とする。
- (a) 刑務所内で、写真撮影を行い、又は音声記録を作成した者
 - (b) 刑務所外で同時に受信するために、電子通信手段を用いて、刑務所内から映像又は音声を送信し、又は送信させた者
- (2) 前項a号の適用上、記録媒体がどこにあるかは、重要でない。
- (3) 許可を得ないで、次の各号のいずれかを行った者は、有罪とする。
- (a) 刑務所外へ制限文書を持ち出し、その他これを搬出し、又は刑務所外へこれを持ち出させ、若しくは搬出させた者
 - (b) 電子通信手段を用いて、刑務所内から制限文書(又は制限文書に由来する情報)を送信し、又は送信させた者
- (4) 本条に基づく罪を求める手続において、被告人が次の各号のいずれかを証明することをもって、抗弁とする。
- (a) 当該手続が開始されるに至った行為を行う許可を自己が得ていた、と当該被告人が合理的に信じたこと
 - (b) すべての状況において、当該行為を行うことを正当とする、優先的な公共の利益があったこと
- (5) 本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号に定める刑に処する。
- (a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、2年以下の拘禁もしくは罰金(又は両者の併科)
 - (b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、12年以下の拘禁若しくは法定上限以

下の罰金（又は両者の併科）

第40条 E 第40条 D：「許可」(authorisation) の意味及びその他の解釈

- (1) 第40条 D（及び本条の次に掲げる規定）中の「許可」(authorisation) とは、次の各号のいずれかによって、本条の適用上与えた許可をいう。
- (a) すべての刑務所又は所定の範囲の刑務所に関して、刑務所準則によって、又は主務大臣によって
 - (b) 特定の刑務所に関して
 - (i) 主務大臣によって
 - (ii) 直接管理刑務所の所長又は外部契約刑務所の所長によって
 - (iii) 直接管理刑務所の所長又は外部契約刑務所の所長に代わって許可を与えるために、所長から権限が付与された当該刑務所の業務者 a 項中の「所定の」(specified) とは、許可書中に定めたことをいう。
- (2) 許可は、次の各号に定める者に対し、次の各号に定める方法で与えることができる。
- (a) 人一般に対し、所定の者に対し、又は所定の範囲の者に対し
 - (b) 所定の文言によって
- 本項中の「所定の」(specified) とは、許可書中に定めたことをいう。
- (3) 直接管理刑務所の所長又は外部契約刑務所の所長が与える許可又は当該所長に代わって与える許可は、書面で行わなければならない。
- (4) 第40条 D 中の「制限文書」(restricted document) とは、次の各号に掲げる文書の全部（または一部）をいう。
- (a) 当該刑務所内で撮影した写真
 - (b) 当該刑務所内で作成した音声記録
 - (c) 個人記録（又は個人記録に由来する情報を含んだ文書）
 - (d) 次のいずれかの情報を含んだその他の文書
 - (i) 特定される関係者又は特定可能な関係者に関係する情報であって、当該情報の開示によって、当該関係者の利益に不利益な影響を及ぼす場合
 - (ii) 当該刑務所又はその運営に関連する事項に関係する情報であって、当

該情報の開示によって、当該刑務所の安全又は運営に不利益な影響を及ぼす場合

(5) 前項において

「個人記録」(personal record)とは、受刑者に関して、刑務所準則で用意され、維持されるように要求される記録をいい、(関係する個人が罪の告発の時点で受刑者であったか否かは重要でない)。

「関係者」(relevant individual)とは、次のいずれかである者又はあった者をいう。

- (a) 受刑者又は刑務所の業務者
- (b) これらの者の家族構成員又は世帯構成員

(6) 第40条 D 及び本条において

「文書」(document)とは、(媒体の如何を問わず)情報が記録される物をいう。

「電子通信手段」(electronic communications)とは、2000年電子通信法(c.7)におけると同一の意味を有する。

「写真」(photograph)とは、その上に画像が作成されるか、又は何らかの方法で、そこから画像(活動画像を含む)を作成することができる媒体上の記録をいう。

「音声記録」(sound-recording)とは、何らかの方法で、そこから音声を再生することができる媒体上の音声記録をいう。

(2007年犯罪者管理法第23条第1項により追加)

第40条 F 第40条 B から第40条 D までの規定に基づく罪：刑事免責の適用拡大

- (1) 次の各号のすべてに該当する者は、第40条 B から第40条 D までの規定の適用上、連合王国の公務員として当該業務を行っていたものとみなす。
 - (a) 刑務所で業務を行う者
 - (b) 連合王国の公務員として当該業務を行っていない者
 - (c) 主務大臣が、本条の適用上任命した者
- (2) 本条の適用上の任命は、次の各号の両者に関して行うことができる。

- (a) 任命書中に定めた者又は所定の範囲の者に関して
- (b) 前項 a 号に該当するすべての業務に関して、又は任命書で定めることができる活動のみに関して

(2007年犯罪者管理法第24条により追加)

第41条 その他の物品の不法搬入

刑務所の規則に違反して、書簡その他の物を刑務所の内外へ搬入・搬出し、若しくは搬入・搬出しようとした者、又は受刑者に所持させる目的で、これらの物を刑務所外の場所に置いた者について、前2条のいずれかに基づく罪に当たらないときは、略式起訴に基づく有罪宣告により、基準等級表のレベル3以下の罰金に処する。

第41条 その他の物品の不法搬入 (2007年犯罪者管理法第23条第2項により失効)

第42条 刑の通知の掲示

刑務所委員会は、前3条 (2007年犯罪者管理法第23条第2項により「第39条から第40条 d までの規定」と読替え) に基づく罪を犯した者が刑に処せられた旨の通知を、すべての刑務所外の人の目につく場所に掲示させるものとする。

第42条 刑の通知の掲示

刑務所委員会は、第39条から第40条 d までの規定に基づき罪を犯した者が刑に処せられた旨の通知を、すべての刑務所外の人の目につく場所に掲示させるものとする。

注 刑務所委員会 (Prison Commissioners) は、「1963年刑務所委員会解散命令」(Prison Commissioners Dissolution Order 1963 [S.I.1963/597]) (「1961年刑事司法法」(Criminal Justice Act 1961 c.39) 第24条に基づいて制定) によって解散し、当該命令により、同委員会の職務、財産、権利および義務のすべては、

主務大臣に移転した(Prison Commissioners Dissolution Order 1963 Explanatory Note)。

リマンド・センター、収容センター及びボースタル施設

第43条 リマンド・センター、収容センター及び少年収容センター

- (1) 主務大臣は、次の各号に掲げる施設を供給することができる。
- (a) リマンド・センター 公判又は量刑のために拘束リマンドされるか、又は拘束に付される、14歳以上21歳未満の者の収容のための場所をいう
- 2000年刑事司法及び裁判所業務法第59条、同第75条、同附則8により削除
- (aa) 少年犯罪者施設 少年犯罪者施設への収容又は終身拘禁の言渡しを受けた犯罪者の収容のための場所をいう
- 1988年刑事司法法第170条第1項、同附則15第11条により追加。1994年刑事司法及び公共の秩序法第18条第3項により「終身拘禁」の文言を追加
- (b) 1988年刑事司法法第170条第2項、同附則16により削除
- (c) 1988年刑事司法法第170条第2項、同附則16により削除
- (d) 閉鎖訓練センター 2000年刑事裁判所権限(量刑)法第100条に基づいて、収容及び訓練命令が下された者を収容し、訓練と教育を施し、これらの者が釈放の準備を受けることができる場所をいう。
- (2) 主務大臣は、1948年刑事司法法第27条中、又は1969年児童及び少年法第23条第3項中の事項にかかわりなく、適宜に、次の各号に掲げる事項を指示することができる。
- (a) 拘禁刑に服しているか、又は不出廷により刑務所に付託されていた21歳以上の女子を、刑務所に代えてリマンド・センター又は少年収容センターに収容すること
- (b) 公判又は量刑のために拘束リマンドされているか、又は拘束に付されている21歳未満の女子を、刑務所に代えてリマンド・センターに収容すること
- (c) 公判又は量刑のために拘束リマンドされているか、又は拘束に付されている17歳以上21歳未満の者を、リマンド・センターに代えて刑務所に収容し、

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

又は刑務所に代えてリマンド・センターに収容すること

- (3) 前項の規定にかかわらず、本法の規定が適用される施設に収容されるように要求された者について、一時的な目的のために、リマンド・センターに収容することができ、18歳以上の者について、リマンド・センターに扶養と家庭奉仕を提供するために、当該センターに収容することができる。
- (4) 本法第5条A、第6条第2項・第3項、第16条、第22条、第25条及び第36条の規定は、刑務所及び受刑者に適用されると同様に、リマンド・センター、収容センター、少年収容センター、及びこれらの施設に収容されている者に適用されるものとする。
- (4A) 本法第16条、第22条及び第36条の規定は、刑務所及び受刑者に適用されると同様に、閉鎖訓練センター及び当該センターに収容されている者に適用されるものとする。
- (5) 本条に先立って規定されている、本法のその他の規定は、第28条及び第37条第2項を除き、主務大臣が定めた準則中に定めることができる適合作用及び変更に従うことを条件にして、刑務所及び受刑者に適用されると同様に、第4項中に定めた各センター及びこれらの施設に収容されている者に適用されるものとする。
- (5A) 本条に先立って規定されている、本法のその他の規定は、第5条、第5条A、第6条第2項・第3項、第12条、第14条、第19条、第25条、第28条及び第37条第2項・第3項を除き、主務大臣が制定した準則中に定めることができる適合作用及び変更に従うことを条件にして、閉鎖訓練センター及び当該センターに収容されている者に適用されるものとする。
- (6) 本法の拘禁に関する前各条の規定は、本条に基づいて供給される施設に適用される限りにおいて、これらの施設への収容を含むものとする。
- (7) 本条は、2000年刑事裁判所権限（量刑）法第108条第5項の効力を損なうものとなしてはならない。

第44条 1982年刑事司法法第78条、同附則16により削除

第45条 1982年刑事司法法第78条, 附則16により削除

第46条 1982年刑事司法法第78条, 同附則16により削除

刑務所及びその他の施設の管理のための準則

第47条 刑務所, リマンド・センター, 収容センター及びボースタル施設の管理のための準則

- (1) 主務大臣は, 刑務所, リマンド・センター, 少年犯罪者施設又は閉鎖訓練センターの各施設の規制と管理のための準則, 及びこれらの施設に収容されるように要求された者の分類, 処遇, 雇用, 規律及び管理のための準則を定めることができる。
- (2) 本条に基づいて定める準則をもって, 準則に基づいて罪の告発を受けた者に対し, 自己の事件について不服を申し立てる適切な機会が与えられることを確保する規定を定めるものとする。
- (3) 本条に基づいて定める準則をもって, 特定の範囲の者を合法的に収容することができる刑務所又はその他の施設に対し, これらの者の訓練, 及びそのための, これらの者の配置を定めることができる。
- (4) 本条に基づいて定める準則をもって, 次の各号に定める者が, 刑務所に収容されるように要求される間, 特別処遇を受ける旨を定めるものとする。
 - (a) 1967年刑事司法法第66条第5項, 同第103条第2項, 同附則7第1章より削除
 - (b) 1967年刑事司法法第66条第5項, 同第103条第2項, 同附則7第1章より削除
 - (c) 1967年刑事司法法第66条第5項, 同第103条第2項, 同附則7第1章より削除
- (d) 刑務所に収容されているが, 刑に服していない者, 有罪宣告により支払いを宣告された額の不納付により, 拘禁されている者, 又は有罪宣告により拘束に付されている者

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

- (4A) 本条に基づいて定める準則をもって、閉鎖訓練センターの監査について、及び閉鎖訓練センターを巡視する中立的立場にある者であって、閉鎖訓練センターに収容されている犯罪者が意思表示を行うことができる相手方となる者の任命について定めるものとする。
- (5) 本条に基づいて定める準則をもって、刑務所、リマンド・センター、少年犯罪者施設又は閉鎖訓練センターに収容されているが、刑事法院のもとで公判のために拘束に付されている者、刑事法院によって刑に付されている者その他、処理に付されている者、又はすべての裁判所によって拘束リマンドされている者を除く者の仮釈放を定めることができる。

雑則

第48条 1961年刑事司法法第41条第2項・第3項、同附則5により削除

第49条 不法逃亡者

- (1) 終身拘禁若しくは終身拘束の言渡しを受け、閉鎖収容施設若しくは少年犯罪者施設に収容されるように命ぜられ、又は刑務所若しくはリマンド・センターに付託された後に、不法に逃亡した者は、警察官が令状なくしてこの者を逮捕し、かつ法律に従って収容されるように要求された場所に引致することができる。
- (2) 次の各号に該当する場合において、拘禁の言渡しを受けた者、又は閉鎖収容施設若しくは少年犯罪者施設に収容されるように命ぜられた者が、拘禁刑又は収容命令に従って収容に服すべき期間中、不法に逃亡し、主務大臣がこれについて別段の指示を行わなかったときは、この者が収容に服すべき期間を計算するに当たって、この者が法律に従って収容されるように要求される場所に居なかった期間は、考慮されないものとする。
- (a) 本項に掲げた者が、拘禁刑若しくは収容命令に従って、又は連合王国内の裁判所のその他の刑に従って、刑務所、リマンド・センター、閉鎖収容施設、又は少年犯罪者施設に収容されているすべての期間に、本項の規定が適用さ

れないとき

- (b) 1982年刑事司法法第78条, 同附則16により削除
- (c) 1961年刑事司法法第41条第2項・第3項, 同附則5により削除
- (3) 前項の規定は, 金銭の不納付により, 拘禁の言渡しを受けたものとして拘束収容されている者に適用されるものとする。
- (4) 本条の適用上, 本法第47条第5項に基づいて定める準則に従って仮釈放された後に, 拘禁刑に従って本人を収容すべき期間中に逃亡した者について, 本人が仮釈放される期間が満了したとき, 又は主務大臣が当該準則に従って本人を再召喚する命令を下したときは, 本条の適用上, 本人は, 不法に逃亡していたものとみなされるものとする。
- (4A) 2003年刑事司法法第183条に基づいて定める断続的な拘束命令に従って仮釈放された後に, 本人を仮釈放する期間の満了により, 拘禁刑に従って本人を収容すべき時点で逃亡していたときも, 本人は, 不法に逃亡していたものとみなされるものとする。
- (5) 本条中の「閉鎖収容施設」(secure accommodation) とは, 次の各号に定める施設のいずれかをいう。
 - (a) 少年犯罪者施設
 - (b) 閉鎖訓練センター
 - (c) 2000年刑事裁判所権限(量刑)法第107条第1項(収容及び訓練命令)で付与された意味の枠内における閉鎖収容施設に当たる, その他の収容施設

第50条 1969年児童及び少年法第72条第4項, 同附則6により一部削除, その他の規定は, 1967年刑事司法法第65条, 同第103条第2項, 同附則7第1章によって本法第18条が削除されたことにより失効

補則

第51条 議会が提供した金銭からの費用の支出

刑務所を維持し, 受刑者を維持する中で生じた費用のすべて, 及び本法に基

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

づいて主務大臣が招いたその他の費用のすべては、議会在が提供した金銭から支出するものとする。

第52条 命令、準則及び規則を定める権限の行使

- (1) 本法に基づいて主務大臣が準則又は規則を定める権限、及び本法第34条又は第37条（2007年犯罪者管理法第22条第2項a号により「第34条、第37条又は第40条」と読替え）に基づいて主務大臣が命令を定める権限は、法律的文書をもって行使することができるものとする。
- (2) 本法第16条に基づいて定める規則、又は本法第37条に基づいて定める命令を含む法律的文書は、議会のもとへ提出するものとする。
- (2A) （2007年犯罪者管理法第22条第2項b号により追加）
- (2B) （2007年犯罪者管理法第22条第2項b号により追加）
- (3) 本法第6条又は第34条に基づいて主務大臣が命令を定める権限の中には、当該命令を撤回又は変更する権限が含まれるものとする。

第52条 命令、準則及び規則を定める権限の行使

- (1) 本法に基づいて主務大臣が準則又は規則を定める権限、及び本法第34条、第37条又は第40条に基づいて主務大臣が命令を定める権限は、法律的文書をもって行使することができるものとする。
- (2) 本法第16条に基づいて定める規則、又は本法第37条に基づいて定める命令を含む法律的文書は、議会のもとへ提出するものとする。
- (2A) リストAに関係する第40条A第7項に基づく命令を含む法律的文書は、（それがリストBにも関係すると否とを問わず）、その草案が議会の各院に提出されなかったとき、及びその決議によって承認されなかったときは、これを下さなかったものとする。
- (2B) リストBのみに関係する第40条A第7項に基づく命令を含む法律的文書は、議会の1院の決議に従って無効に服するものとする。
- (3) 本法第6条又は第34条に基づいて主務大臣が命令を定める権限の中には、

当該命令を撤回又は変更する権限が含まれるものとする。

第53条 解釈

(1) 本法中の次に掲げる表現は、次のような意味を有する。

「アテンダンス・センター」(attendance centre) とは、2000年刑事裁判所権限(量刑)法第62条に基づいて主務大臣が供給するセンターをいう。

「刑務所」(prison) の中には、海軍、陸軍又は空軍の刑務所は含まれない。

(2) 本法の適用上、受刑者の維持費の中には、食物、衣類、拘束、ある場所から他の場所への移動、本人の刑務所への付託の期間からその死亡までの移動又は刑務所からの釈放までの移動のために、受刑者について生じた必要経費のすべてが含まれるものとする。

(3) 本法中の「英国国教会」(the Church of England) の中には、「ウェールズ教会」(the Church of Wales) が含まれるものと解釈するものとする。

(4) 本法中の制定法は、当該制定法が他の制定法によって改正されるものと解釈するものとする。

第54条 派生的改正、廃止及び留保

(1) 1993年制定法律(削除)法により削除

(2) 1974年制定法律(削除)法により削除

(3) 本法の削除は、本法によって削除された制定法に基づいて定めた準則、命令、規則若しくは宣言、当該制定法に基づいて与えた指示若しくは証明、又は当該制定法に基づいて行われた事項に影響を及ぼさないものとし、これらの準則、命令、規則、宣言、指示、証明又は事項のすべてが本法の施行時に効力を有していたときは、これらは、引き続き効力を有するものとし、かつ本法の対応する規定に基づいて制定、付与又は実施されたものとみなすものとする

(4) すべての法律に関係している文書、又は本法によって削除された制定法に関係している文書のすべては、本法又は本法中の対応する制定法に関係しているものと解釈するものとする。

(5) 本条中で特定の事項に言及していても、そのことが、(削除の効果に関係する)

イギリス「2007年犯罪者管理法」について（2・完）

1889年解釈法第38条の規定を一般的に本法に適用することに影響を及ぼすものとみなしてはならない。

第55条 略称、施行及び適用範囲

- (1) 本法は、1952年刑務所法と略称することができる。
- (2) 本法は、1952年10月1日に効力を有するものとする。
- (3) 1993年制定法律（削除）法により削除
- (4) 本法は、1961年刑事司法法中に定める場合を除いて、スコットランドには適用されないものとする。
- (5) 本法は、北アイルランドには適用されないものとする。

附則

附則1 1961年刑事司法法第41条第2項・第3項、同附則5により削除

附則2 1961年刑事司法法第41条第2項・第3項、同附則5により削除

附則3 1993年制定法律（削除）法により削除

附則4 1974年制定法律（削除）法により削除

